

業務部速報



No. 1

発行 19. 6. 14

JR東労組 業務部

申1号「賃金制度等の改正について」に関する解明申し入れを行う!

JR東労組本部は、本社より「賃金制度等の改正について」の提案を受けました。

「新たなジョブローテーションの実施に伴う賃金制度の改正」では、全系統に関わる基本給の調整の見直し、夜勤手当の見直しが含まれています。従って、ジョブローテーションの実施内容との関連性についての疑問や、「ジョブローテーションによりキャリアアップをしても基本給加算が1回限りでは矛盾しているのでは」など、疑問の声が上がっています。

また、旅費制度の改正では、日当等の廃止が提案されていますが、「何故同時期に見直すのか」「事務作業の軽減により事務職場の体制に大きく影響するのではないか」などの不安の声が出されています。

改正内容は、厳しい経営環境の中でも持続的な成長を実現するために、組合員が多くの施策を担い努力をしている現状があり、一人ひとりに求められる能力が高まるならば、それに応じた内容でなければなりません。各種施策を担う現場の組合員が納得感を持ち、働きがい向上するよう提案内容を明らかにするため団体交渉を行っていきます。

全19項目の申し入れを行いました!

1. 新たなジョブローテーションの実施に伴う賃金制度の改正を行う目的を明らかにすること。
2. 今回の制度改正によって、事務担当者の業務がどのように改善されるのか明らかにすること。
3. 基本給加算（キャリア加算）を新設した目的と理由を明らかにすること。
4. 該当する職名の区分が2以上に達した場合、基本給額に2,000円を加えたとした基本給の調整の見直しを行う根拠を明らかにすること。また、1回に限ることとし重複適用はしない根拠を明らかにすること。
5. 3職経歴、運転士等から駅等への異動及び運転士等から運転士等以外への職名の異動に伴う基本給の調整を廃止する根拠を明らかにすること。
6. 同一の区分内で、従事する業務内容が大きく変更となった場合でも、基本給加算（キャリア加算）しない理由を明らかにすること。
7. 基本給加算（キャリア加算）には、適性検査の結果や個人都合等による職名の変更を含むのか明らかにすること。
8. 夜勤手当の単価を40/100に増額する根拠を明らかにすること。
9. 「運転士見習い・車掌見習いの技術指導を行う者として特に指定された者」の職務手当を「乗務員の見習いの技術指導を行う者として特に指定された者」とし、支給額を5,000円の同額にした根拠を明らかにすること。
10. 旅費制度を全体的に改正するに至った根拠と目的を明らかにすること。
11. 日当及び宿泊諸雑費を廃止した場合において、実費支給となる「業務上必要な経費」について、細部と根拠を明らかにすること。
12. 職務旅費を廃止する根拠を明確にすること。
13. 赴任旅費について、実費支給となる交通費、宿泊料について、基準を明らかにすること。
14. 移転料を40,000円、扶養親族移転料を10,000円とした根拠を明らかにすること。
15. 家財運送料を会社が負担することについて、運送業者との申請方法、対象となる範囲、上限金額等について明らかにすること。
16. 外国旅行の旅費を見直す根拠を明らかにすること。
17. 日当等の廃止に伴う特別措置として、一時金を支給する理由を明らかにすること。
18. 日当等の廃止に伴う特別措置の、一時金の算定について、以下の各号の根拠を明らかにすること。
 - ①調査期間を過去3年とした根拠を明らかにすること。
 - ②基礎額を1箇月平均の支給額を基礎額とした根拠を明らかにすること。
 - ③支給額を36箇月分とした根拠を明らかにすること。
 - ④支給時期を夏季手当時に支給とした根拠を明らかにすること。
19. 日当等の廃止に伴う特別措置の支給対象となる範囲と内容について、以下の各号の内容を明らかにすること。
 - ①グリーンスタッフ、エルダー社員の支給額を明らかにすること。
 - ②エルダー社員の調整措置について具体的に明らかにすること。

職場の声を基に団体交渉を行います!